

企業年金連合会規約の一部を変更する規約

企業年金連合会規約の一部を次のように変更する。

第84条第1項及び第2項中「事業主」の次に「又は国民年金基金連合会」を加える。

附則

この規約は、令和2年10月1日から施行する。

企業年金連合会規約変更理由書

1. 変更理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）の一部施行に伴い、国民年金基金連合会は、個人型年金加入者等による運用の指図に資するために行う資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置に係る業務（以下「資料提供等業務」という。）について、企業年金連合会（以下単に「連合会」という。）に委託することができることとなったため、連合会が資料提供等業務を行うことを規約上規定する必要がある。

2. 変更内容

連合会は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第40条第8項の規定に基づき、国民年金基金連合会からの委託を受けて、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第48条の2に規定する資料提供等業務を行う旨の規定を追加する。また、当該業務を行うにあたり、国民年金基金連合会と当該業務に係る業務委託契約を締結する旨の規定を追加する。

3. 実施時期

この規約は、令和2年10月1日から施行する。

企業年金連合会規約新旧対照表

新	旧
<p>(確定拠出年金法等に基づき連合会が行う受託業務)</p> <p>第84条 連合会は、平成25年改正法附則第40条第8項の規定に基づき、企業型年金を実施する事業主又は国民年金基金連合会の委託を受けて、確定拠出年金法第48条の2に規定する資料提供等業務を行う。</p> <p>2 連合会は、前項の業務を行うにあたり、企業型年金を実施する事業主又は国民年金基金連合会と業務委託契約を締結する。</p> <p><u>附 則</u> この規約は、令和2年10月1日から施行する。</p>	<p>(確定拠出年金法等に基づき連合会が行う受託業務)</p> <p>第84条 連合会は、平成25年改正法附則第40条第8項の規定に基づき、企業型年金を実施する事業主の委託を受けて、確定拠出年金法第48条の2に規定する資料提供等業務を行う。</p> <p>2 連合会は、前項の業務を行うにあたり、企業型年金を実施する事業主と業務委託契約を締結する。</p>